

## 銀行業 ◆

日本の銀行システムは、中央銀行（日本銀行）、民間の預金受入金融機関（普通銀行、長期信用銀行、中小企業金融機関＜信金・信組・労金＞、農林漁業金融機関＜農林中金＞）、政府系金融機関（郵便局、商工中金、国際協力銀行など）により構成されている。このうち、最も代表的な商業銀行は、日本では普通銀行と呼ばれている。

商業銀行は、通常会社と同様に会社法によって設立されるが、銀行業を開始するに当たっては、銀行法に基づき総理大臣の免許を取得する必要があり、金融庁と日本銀行の監督に服する。このほか、郵便貯金を含む政府系の銀行も存在し、民間部門では困難な分野で資金供給を行うことで民間部門を補完している。これら政府系銀行は各々別の根拠法に基づいて設立される。預金受入金融機関に適用される他の主要な法律としては、預金保険法、金融商品取引法、臨時金利調整法、利息制限法（[最判平成19年7月13日](#)、[最判平成19年7月19日](#)）、準備預金制度に関する法律、金融機関の合併及び転換に関する法律、独占禁止法がある。

日本の銀行制度は欧米と幾つかの点で共通であるが、重要な相違点も存在する。例えば、米国と類似し欧州と異なる特徴であるが、日本では銀行本体が証券業務を営むことは原則禁止されている。近年の規制緩和により、銀行は銀行持ち株会社を設立できるが、子会社の株式保有については制限が残っている。